

新発田市スポーツ協会会長選出内規

(目的)

第1条 この内規は、新発田市スポーツ協会規約第10条第1項に定める会長の選出方法について定める。

(選出方法)

第2条 会長立候補者の中から会長会議の出席会長の投票により選出し決定する。ただし、立候補なき場合は、第5条及び第6条の定めるところによる。

(立候補者の資格)

第3条 会長に立候補できる者は、本会加盟団体の会長及び副会長とする。

(立候補の受付及び届出)

第4条 現任会長の任期満了日の属する年度の1月開催の理事会に受付を告示し、2月末日にこれを締め切る。

2 立候補者は、本会事務局に書面をもって届け出るものとする。

(選考委員会)

第5条 第4条の期日までに立候補なき場合は、会長が会長会議において若干名を指名し、選考委員会を設ける。

2 選考委員会の委員長は、委員の互選とする。

3 選考委員会は、速やかに会長候補者を決め、会長会議に推薦する。

(会長の決定)

第6条 選考委員会による推薦候補者は、会長会議の承認を得て決定する。

(内規の変更)

第7条 この内規は、会長会議の承認を得て変更することができる。

附 則

この内規は、平成23年3月23日から施行する。

附 則 (一部改正)

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この内規は、令和2年4月1日から施行する